

神奈川県内の石綿（アスベスト）問題に対する神奈川県労働局、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市及び相模原市による協定

神奈川県内において、労働者・住民の石綿（アスベスト）による健康影響の発生を防止するため、神奈川県労働局、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市及び相模原市（以下、「関係機関」という。）は、石綿（アスベスト）を取り扱う建築物解体工事事業者等（以下、「事業者」という。）に対し、それぞれ所管する労働安全衛生法及び大気汚染防止法（以下、「関係法令」という。）に基づく指導等の実施に当たり、協力連携して次の内容の対応を図ることとする。

- 1 関係機関は、関係法令に基づく届出情報について、情報の相互提供に努めるものとする。
- 2 関係機関は、解体工事現場等に対する、合同の立入検査やパトロール等の実施に努めるものとする。
- 3 関係機関は、石綿（アスベスト）の飛散により労働者や住民への健康影響を及ぼすおそれが認められた場合、又は同様の情報を入手した場合にあっては、速やかな情報提供に努めるものとする。
- 4 関係機関は、相互に協力して関係法令等の周知啓発等の実施に努めることとする。
- 5 その他、関係機関はこの協定の趣旨に従い、会議等を開催して情報交換等を行うとともに、必要に応じ、本協定の見直し等を行うこととする。

平成17年11月 4日

神奈川県労働局長 河合 諒二

神奈川県知事 松沢 成文

横浜市 長 中田 宏

川崎市 長 阿部 孝夫

横須賀市 長 蒲谷 亮一

平塚市 長 大藏 律子

藤沢市 長 山本 捷雄

相模原市 長 小川 勇夫